

子どもの冒険遊び場(プレーパーク)普及業務委託仕様書(企画提案書作成用)

1 委託業務名

子どもの冒険遊び場(プレーパーク)普及業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の実施場所

宮崎市

4 業務の趣旨・目的

「子どもの冒険遊び場(プレーパーク)普及業務」(以下、「本業務」という。)は、多様な体験活動や外遊びを通して子どもたちの自主性や自己肯定感を育むため、子どもの居場所(プレーパーク)の取り組みを広く周知するとともに、地域住民等による主体的な取組が各地域に広がるよう、希望する地域団体に対して運営支援や人材育成等の中間支援を行う。

また、地域で子どもの遊び場、居場所づくりを行う中で、子どもの居場所に対して効果的な支援方を明らかにすることを目的とする。

5 業務内容

(1) 業務の概要

本業務は、以下のとおりとする。

- ア プレーパークコーディネーターに関する業務
- イ 講演会及びワークショップの開催
- ウ プレーパーク開設・運営マニュアルの作成
- エ プレーパークの開催支援

(2) 業務の内容・趣旨

ア プレーパークコーディネーターに関する業務

- (ア) 市内のプレーパークの開設相談に対する助言等を行う。
- (イ) 市内のプレーパーク運営者の運営相談に対する助言等を行う。
- (ウ) 子どもの遊びの重要性とプレーパークの意義及び「プレーパークコーディネーター」の役割を周知する。
- (エ) 市内のプレーパーク運営者同士や関係機関等をつなぐネットワークを構築する。
- (オ) その他、市内におけるプレーパークの取組と、その取組に対する理解や地域住民の参画を広げていくために必要な活動を積極的に展開する。

イ 講演会及びワークショップの開催

- (ア) 子どもの遊びの重要性とプレーパークの意義等を広く周知し、地域で子どもを育てるという意識の醸成を図るため、プレーパークに精通した講師を招聘し、1日目に市民を対象とした講演会、2日目に実施に興味を持つ地域団体等を対象としたワークショップを開催する。
- (イ) 講演会は、子どもの遊びの重要性とプレーパークの意義等を広く周知し、地域で子どもを育てるという意識の醸成に資するものとする。
- (ウ) ワークショップは、実施にあたって必要な遊びの技術、安全管理について等、より実践的な内容で、地域での実施意欲の向上に資するものとする。
- (エ) 回数は1回以上とする。

ウ プレーパーク開設・運営マニュアルの作成

- (ア) プレーパークの取組が市内各地に広がるよう、プレーパークを始める前に確認するポイントや活動を長く

続けるための工夫、リスク管理などをまとめた『みやぎきプレーパーク開設・運営マニュアル』を作成する。

エ プレーパークの開催支援

- (ア) プレーパークに取り組む意向がある地域団体と連携し、人材育成等のサポートにより地域団体主催のプレーパークの開催を支援する。
- (イ) 回数は20回を上限とし、1団体につき5回を上限とする。
- (ウ) 開催にあたっては、地域の理解が得られやすい環境を確保すること。また、参加者の怪我等に対応できる傷害保険に加入すること。
- (エ) 開催当日は実施団体と連携して運営にあたり、円滑な運営と安全管理に努めること。
- (オ) 開催後は実施団体とのリフレクション(振り返り)を実施し、実施団体による自立した運営ができるよう課題等を整理すること。

(3) 付随業務

ア 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出し、委託者の承認を得ること。

なお、各業務の作業予定について、工程ごとに大まかな年間スケジュール(月の上旬・中旬・下旬の単位)を作成すること。

イ 業務報告

本業務の実施期間中において、受託者は委託者と綿密な連携に努め業務を遂行しなければならない。なお、委託者は次に定めるもののほか、必要に応じて本業務の実施状況を調査し、報告を求めることができる。

①講演会・ワークショップ	会の内容・結果(出席者数、今後の方針等)を市に報告する。
②開催支援	支援したプレーパークの内容・結果(利用者数、課題等)を市に報告する。
③業務完了	・事業実施内容(実施事項、参加者数、成果、課題、次年度に向けた目標)、収支決算書を作成する。 ・業務完了後30日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに市に提出する。

6 著作権等の取り扱い

- (1) 受託者は、成果品(著作物)に係る一切の著作権(著作権法(明治32年法律第39号)第27条および第28条を含むが、これらに限られない。以下同じ。)を市に無償で譲渡するものとし、著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しない。
- (2) 本業務で作成されたドキュメント、データに関する全ての著作権は、市に無償で譲渡するものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

7 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。これは業務委託終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、委託者と協議するものとする。仕様書に記載がない事項についても同様とする。